

昭和二十四年十一月四日
答 弁 第 四 号

(質問の 四)

内閣衆甲第六五号

昭和二十四年十一月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出特別調達庁関係の事務促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出特別調達庁関係の事務促進に関する質問に対する答弁書

本件は、横田飛行場がコンクリート舗装のため、自然水を吸収することができないため降雨による排水が砂川村地内に集中流下して氾濫する飛行場施設工事に伴うて生じた被害である。従来この種の事項は、終戦処理費で賄われないことであつたが、本年六月十六日附AC400.12 (11Nov - 48) CESCAPIN 2016で「調達要求に基く工事の施行より生ずる損害の補償に関する件」として、軍より指示された事項の範囲で、軍の承認を受けて処理ができるようになったので七月十一日特別調達庁技術部で排水を多摩川本流に導く新水路を設けたい考えで調査を進めており、この実施設計が完了の上は速やかに前記 S CAPIN 2016 による補償事項として、軍に調達要求書の発出方要請する考えである。

右答弁する。